山陽小野田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

令和５年４月１日制定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年４月１日改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境向上のため交付する浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、山陽小野田市補助金交付規則（平成１７年山陽小野田市規則第５３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する浄化槽であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア　法第４条第２項の規定による構造基準に適合したものであること。

イ　生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）除去率９０パーセント以上であること。

ウ　放流水のＢＯＤが１リットルにつき２０ミリグラム（日間平均値）以下であること。

(2) 単独処理浄化槽　浄化槽法の一部を改正する法律（平成１２年法律第

１０６号）附則第２条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(3) 変則浄化槽　単独処理浄化槽及び変則合併処理装置（単独処理浄化槽の処理水及び生活雑排水を併せて処理する装置をいう。）を組み合わせた浄化槽をいう。

(4) くみ取り槽　し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で、定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。

(5) 専用住宅　主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の２分の１以上を居住の用に供する建物をいう。

(6) 転換　既存の専用住宅において、単独処理浄化槽又はくみ取り槽を廃止して新たに浄化槽又は変則浄化槽に付け替えることをいう。

(7) 処分　転換に伴う単独処理浄化槽又はくみ取り槽の清掃、消毒、汚泥処理、撤去、運搬及び廃棄をいう。

(8) 配管　転換に伴う生活排水を浄化槽に流入させ、又は浄化槽で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管渠、ポンプ設備及びますをいう。

（補助対象地域及び施設）

第３条　補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項の規定により策定された公共下水道事業計画に定められた区域及び山陽小野田市農業集落排水事業の整備区域を除く区域とする。

２　補助対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成４年１０月３０日付け衛浄第３４号厚生省浄化槽対策室長通知）に適合する施設で、処理対象人員が１０人以下のものとする。

（補助金の交付）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、補助対象区域内において補助対象施設を設置する個人とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第５条第１項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項の規定による確認を受けずに、補助対象施設を設置する者

　(2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

　(3) 賃貸又は販売等の営利目的で補助対象施設を設置する者

　(4) 浄化槽が設置された家屋を建て替え、又は増改築する者

(5) 既設浄化槽を更新し、又は改築する者

(6) 補助金の交付申請を行う日の属する年度の３月１０日までに実績報告書を提出することができない者

　(7) 自己が居住しない専用住宅に補助対象施設を設置する者

　(8) 専用住宅の新築又は増築により補助対象施設を設置する者のうち、本市における汚水処理未普及解消につながらないと認められる者

(9) 市税を滞納している者

３　前項第４号又は第５号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助金を交付することができる。

(1) 災害に伴い浄化槽を更新し、又は改築するもの

　(2) 第５条第１項第２号に該当し、令和５年３月３１日以前に設置された浄化槽を更新し、又は改築するもの

（補助金額）

第５条　補助金額は、浄化槽の設置に要する費用のうち、別表第１に定める額を限度とし、予算の範囲内で交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第２に定める額を限度とする。

(1) 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項に定められた用途地域のうち、令和４年度の公共下水道事業計画及び公共下水道全体計画の見直しにより、公共下水道全体計画から除外された区域

(2) 令和４年度の公共下水道事業計画及び公共下水道全体計画の見直しにより、公共下水道事業計画及び公共下水道全体計画の両方から除外された区域

２　転換の場合にあっては、処分及び配管の設置に要する経費について、前項の補助金額に別表第３に定める区分に応じ、当該補助金額を限度に加算する。この場合において、家屋の構造上、全てが処分できない場合にあっては、処分が可能な部分は全て処分し、生活環境及び公衆衛生上の問題が生じないようにしなければならない。

３　前２項の場合において、別表第１から別表第３までの補助金額にそれぞれ１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象施設の設置に着手する前に浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 審査を終えた浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し

　(2) 設置場所の位置図、建物の配置図、配管平面図及び縦断図

　(3) 借家であるときは、賃貸人等の承諾書

　(4) 収支予算書及び見積書の写し

　(5) 市税を滞納していないことを証する書類

　(6) 同意書

　(7) 維持管理に係る誓約書

　(8) 工事請負契約書の写し

　(9) 浄化槽の性能評定シートの写し

　(10) 登録浄化槽管理票（Ｃ票）

　(11) 災害に伴う更新又は改築であることを確認できる書類（第４条第３項第１号に該当する場合）

　(12) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知書類）

第７条　市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

２　市長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定した者に対しては、浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しないことを決定した者に対しては、浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第８条　前条第２項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付申請書の内容を変更する場合又は補助事業を中止しようとするときは、浄化槽設置整備事業変更承認申請書（様式第４号）に必要な書類を添付して提出し、市長の承認を得なければならない。

２　補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第９条　補助対象者は、補助事業の完了後１か月以内又は当該年度の３月１０日のいずれか早い日までに浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証する書類）

　(2) 法第７条第１項及び法第１１条第１項に規定する検査に要する費用の支払を証する書類の写し

　(3) 設置工事に係る工程写真及び完成写真

　(4) 収支決算書

　(5) 住民票（申請者を含む設置場所に居住する者全員分）

　(6) 単独処理浄化槽の転換工事にあっては、汚泥の引き抜き及び既存浄化槽の最終処分が適正に行われていることを証する書類

　(7) くみ取り槽の転換工事にあっては、し尿のくみ取り及び既存便槽の最終処分が適正に行われていることを証する書類

　(8) 理由書（単独処理浄化槽又はくみ取り槽の全部を処分することができない場合）

　(9) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第６号）により速やかに当該補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第１１条　市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第７号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第１２条　市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

　(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

　(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（状況の確認）

第１４条　市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設備工事の状況を施工の現場において確認することができる。

（雑則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 人 槽 区 分 | 補 助 金 額 |
| 浄化槽  変則浄化槽 | ５人槽 | ３３２，０００円 |
| ６～７人槽 | ４１４，０００円 |
| ８～１０人槽 | ５４８，０００円 |

別表第２（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 人 槽 区 分 | 補 助 金 額 |
| 浄化槽  変則浄化槽 | ５人槽 | ５４５，０００円 |
| ６～７人槽 | ６７９，０００円 |
| ８～１０人槽 | ８９９，０００円 |

別表第３　(第５条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　分 | 補　助　金　額 |
| 単独処理浄化槽の処分に要する経費 | １２０，０００円 |
| くみ取り槽の処分に要する経費 | ９０，０００円 |
| 転換に係る配管設置工事に要する経費 | ３００，０００円 |

様式第１号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　山陽小野田市長　宛

　　　　　　　　　　　　 　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、山陽小野田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １ 設置場所の地名地番 | 山陽小野田市 |
| ２ 交付申請額 | 金　　　　　　　　　　　　円 |
| ３ 住宅等所有者 | １本人　２共有( 　人)　３その他(　　) |
| ４ 着工予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| ５ 事業完了予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| ６ 申請区分※ | 新設　/　転換　/　その他（　　　　　　　） |

※　申請区分について、新たに浄化槽を設置する場合は「新設」、単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換工事「転換」を○囲みすること。

様式第２号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　第　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　様

浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記により交付します。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山陽小野田市長

記

１　交付金額　　金　　　　　　　　　円

２　交付条件等

(1) 実績報告

補助対象者は、補助事業の完了後１か月以内又は当該年度の３月１０日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

(2) 承認事項等

ア 補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

　　(ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

　　(イ) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき。

イ　補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときには、直ちに市長に報告しなければならない。

(4) 補助金交付額の確定

市長は、(1)の規定により提出された浄化槽設置整備事業補助金実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金交付額を確定し、通知するものとする。

(5) 補助金の交付等

補助金は、(4)の規定による補助金の額を確定後、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書により請求し、速やかにその金額を交付する。

様式第３号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

山陽小野田市長

浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

（理　由）

様式第４号（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日

　山陽小野田市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

浄化槽設置整備事業変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　　　　　　号で交付決定のあった浄化槽設置整備事業において、下記のとおり（変更中止）したいので、承認くださるようお願いします。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| い  ず  れ  か  に  ○  を  す  る | 変  更 | 変　更　後 | 変　更　前 |
|  |  |
| 中  止 |  | |
| 変更又  は中止  の理由 | |  | |

|  |  |
| --- | --- |
| ※担当課記入欄 | 年　　月　　日承認決裁済 |

様式第５号（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　山陽小野田市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

浄化槽設置整備事業実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　　　　　　　号で交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付決定額　　金　　　　　　　　　　 　　　円

２　　　 　　　 年　 　　月 　　　日

３

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証する書類）

　(2) 法第７条第１項及び法第１１条第１項に規定する検査に要する費用の支払を証する書類の写し

　(3) 設置工事に係る工程写真及び完成写真

　(4) 収支決算書

　(5) 住民票（申請者を含む設置場所に居住する者全員分）

　(6) 単独処理浄化槽の転換工事にあっては、汚泥の引き抜き及び既存浄化槽の最終処分が適正に行われていることを証する書類

　(7) くみ取り槽の転換工事にあっては、し尿のくみ取り及び既存便槽の最終処分が適正に行われていることを証する書類

　(8) 理由書（単独処理浄化槽又はくみ取り槽の全部を処分することができない場合）

(9) その他市長が必要と認める書類

様式第６号（第１０条関係）

第　　　　　号

　　　　　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　山陽小野田市長

浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで報告のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金　　　　　　　　　円

様式第７号（第１１条関係）

浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

請求金額　金　　　　　　　　　　円

　ただし、　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　　　　　　　号で額の確定のあった浄化槽設置整備事業補助金を、上記のとおり請求する。

　　　　　　年　　月　　日

　山陽小野田市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 振　　　込　　　口　　　座 | |
| 金融機関名 | 銀行　 　　　　支店 |
| ふりがな |  |
| 名 義 |  |
| 口 座 番 号 | 普通・当座 |